

STEP 2 申告に必要なもの ⇒①共通・②収入関係・③控除関係の中で、該当するものをご確認ください

①共通

- 本人の口座が分かるもの(通帳・キャッシュカードなど)
- 印鑑
- 本人確認書類
- 【例①】
個人番号(マイナンバー)カード
- 【例②】
個人番号(マイナンバー)通知カード + 運転免許証などの身元確認書類

※申告時、申告書にマイナンバーの記載と、本人確認書類の提示が必要になります。忘れずにご持参ください。

②収入関係

- 平成29年分の源泉徴収票(給与・年金収入の方)
- 平成29年中の収入、必要経費をまとめた帳簿など(個人で事業・農業収入がある方など)

③控除関係

- 生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料の控除証明書
- 障がい者手帳(障がい者控除を受ける場合)
- 寄附金の領収書

- 平成29年中に納めた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、年金納付の領収書など
- ※国民年金保険料は、白河年金事務所で納付額の証明を受けることができます。☎白河年金事務所 ☎4161

平成29年分の確定申告から医療費控除が変わります!

- 新たに「セルフメディケーション税制」が創設されました。従来の「医療費控除」と、どちらを適用するか選択してください。重複はできません。
- 医療費などの領収書の添付または提示は不要となり、「医療費控除」・「セルフメディケーション税制」いずれも明細書の作成・添付が必要となります。※明細書様式は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。
- 明細書の記入内容を確認するため、税務署から領収書などの提示・提出を求める場合があります。確定申告の期限から5年間は、自宅などで保管ください。

セルフメディケーション

税 控除 対象 って何??

New!

健康の保持増進や疾病の予防(健康診断や予防接種など)を行っている人で、対象医薬品の購入金額が年間12,000円を超える額(上限88,000円)について所得控除を受けられる制度です。

Q.対象医薬品は?

パッケージに識別マークがあるものや、領収書などに対象であることが記載された医薬品です。

Q.申告するために必要な書類は?

- ①申告者本人が健康診断や予防接種などに取り組んだことを確認できる書類(診断結果通知書など)
- ②セルフメディケーション税制の明細書

白河税務署からのお知らせ

- 申告書作成会場
市産業プラザ人材育成センター2階(中田)
- 開設期間・時間
2月16日(金)~3月15日(木) / 午前9時~午後4時(平日のみ)
- ※白河税務署内には、開設期間前から終了まで申告会場を設置していませんので、ご注意ください。また、会場は大変混雑し、申告書作成に1時間以上かかる場合があります。余裕をもって早め(午後3時前)にご来場ください。

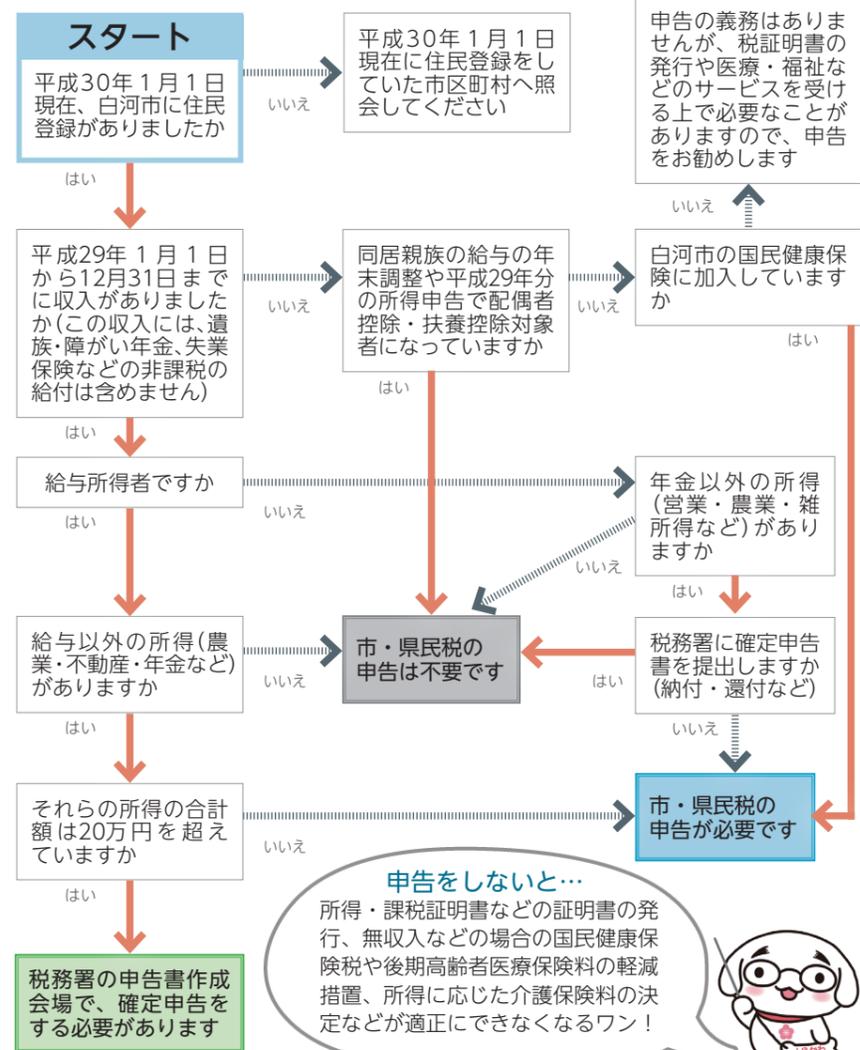
インターネット確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成・印刷し、郵送などにより提出することができます。※e-Taxを利用すれば、自動計算で間違いも少なく、ご自宅で申告書を作成・提出することができます。ぜひご利用ください。

☎白河税務署 ☎7111(代表)



STEP 1 申告が必要な方 ⇒下図の申告フローチャートを参考に確認してください



平成29年分 税の申告

期間
2月7日(水)~
3月15日(木)
※平日のみ

時間
午前の部 9時~11時30分
午後の部 1時~4時30分

会場
白河地域 = 本庁舎5階正庁
表郷地域 = 表郷庁舎2階大会議室
大信地域 = 大信農村環境改善センター
東地域 = 東農業技術センター(東庁舎隣り)

☎本庁舎税務課
内2127・2128・2129
各庁舎地域振興課
表郷 ☎2111、大信 ☎462113
東 ☎342112